

若江俊二局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日の会議に先立ちまして、先の西日本豪雨災害において犠牲になられました方々に対し、1分間の黙とうを捧げたいと存じます。</p>
若江俊二局長	御起立願います。黙とう。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>それでは、ただいまから、第173回総会を開会いたします。</p> <p>本日は委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の宮内委員、立岩地区の西垣委員のお二人にお願いします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第9号まで9件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>御審議いただく前に、先月7月末に予定していた地区審査を急きょ中止した経緯について、再度、御報告させていただきます。</p> <p>今回の審議案件は、7月18日が締め切りでありましたが、当時は、今回の豪雨災害に伴う全庁職員による復旧作業や災証明事務の対応等で、本来業務も、厳しい状態であったこと、公用車が災害優先となり、それ以外での確保ができないこと、また、申請書を見る限り、特に問題のある案件は見当たらないこと、そして、市民へは、できる限り早く周知しなければならないこと等により、7月19日の時点で、今回に限り</p>

	<p>地区審査を中止することを決定し、関係者にお知らせしたところです。</p> <p>よって、今回は、原則書類審査となり、地元説明もありませんのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございますが、本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償は、ないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年6月26日から7月25日までに専決処理した案件は7件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら7件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 5 件 2,358 平米、公的用地 2 件 35 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 2 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 3 号、「農地法第 5 条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久 壽基 次長</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 30 年 6 月 26 日から 7 月 25 日までに専決処理した案件は 21 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 21 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 12 件 7,783 平米、商工業用地 9 件 4,821 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>ただいま、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、農地中間管理機構を通じて、新たな借り手に貸し出すとしております。</p> <p>離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、平成28年5月1日に、基盤強化促進法により設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、農地中間管理機構を通じて、新たな借り手に貸し出すとしております。</p> <p>離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三 主幹</p>	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>お手元に、審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約138アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く、耕作便利な申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約82アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、東温市で平成26年8月に設立され、農地約56アールを耕作する農地所有適格法人でございます。</p> <p>申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、5番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>4番の申請地を借り受け、また、5番の申請地を取得し、新規に農業経営を始めるものでございます。</p> <p>6番、7番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>申請地を借り受け、新規に農業経営を始めるものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、新規農業者でございます。</p>

この度、祖父より申請地の贈与を受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

9番、譲受人は、農地約232アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、11番、12番、13番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、10番、11番の申請地の贈与を受け、12番、13番の申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

14番、15番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。また、本件は、許可後の経営面積が30アール以上となる案件でございます。

譲受人は、農地約10アールを耕作する農業者でございます。

14番のうち1筆は内部の残存小作地で、譲受人が賃借しております。小作地解放及び売買により取得し、また、15番の申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

16番、本件は、許可後、30アール以上となる案件でございます。

譲受人は、農地約0.8アールを耕作する農業者でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 6 号、「農地法第 5 条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1 番、本件受人は、道路舗装工事を主な業務とする法人でございますが、既存の資材置場及び駐車場が手狭で、事業に支障をきたしていることから、この度、本社に近い本申請地を取得し、土砂、重機、各種車両等の露天資材置場及び駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は伊予鉄梅本駅から概ね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。</p> <p>2 番、本件は、都市計画法上の開発許可基準に適合しないことが判明し、近日中に取下願が提出されることから、保留でございます。</p> <p>3 番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を祖父より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、市役所久谷支所から概ね 300 メートル以内にあることから第 3 種農地と判断されます。</p> <p>4 番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>5 番、6 番は、同一事業者の同一事業ですので、一括して説明いたします。</p> <p>なお、6 番は、7 月総会で、必要添付書類が整わないため、本人保留</p>

となっていたものですが、この度、書類が整ったことから、保留を解こうとするものでございます。

本件受人は、電気工事業を主な業務とする法人でございますが、この度、新規事業として売電事業に取り組むこととなり、新たに、事業所に近く日当たり良好な本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、農地約7ヘクタールを耕作する農事組合法人でございますが、耕作の受託件数の増加に伴い、この度、本申請地を借り受け、キャリー、肥料、農業用機械等の置場並びに育苗場として利用する露天資材置場に転用したいとしております。

本申請地は市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、本件は、例外許可事由の農業用施設に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

8番、本件受人は、高縄幼稚園を運営する学校法人でございますが、現在賃借している駐車場を地主の都合により、返還しなければならなくなったことから、新たに、本申請地を取得し、従業員及び保護者用35台分の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分はJR栗井駅から概ね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、この案件につきましては、県許可分であります。このうち、4番と7番につきましては、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。

次に、議案第7号、「平成30年度第5号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

片山 剛 主査

本日の案件49件の内、賃借権の設定は39件、使用貸借権の設定は8件、所有権の移転は2件で、設定総面積は、9万8,477.73平米です。

その内訳は、新規が94筆、更新が8筆、売買が1筆、贈与が2筆となっています。

なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回の貸借期間と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号2の譲受人は、約107アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定することにより、経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲受人は、約745アールを耕作する農業協同組合で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号7の譲受人は、約140アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

なお、農地は、内歩で利用するものです。

番号9から番号46の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定した後、農用地利用配分計画を作成し、10月

	<p>の総会で農業の担い手へ農地を貸し付け、利用集積を図る予定としています。</p> <p>なお、議案書記載の農地は、下難波地区の農地中間管理機構関連整備事業の対象農地となっています。</p> <p>番号 47 の譲受人は、約 224 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定することにより、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 48 の譲受人は、約 66 アールを耕作する農業者で、普通畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 49 の譲受人は、約 250 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 30 年 8 月 15 日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 7 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

<p>片山剛主査</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元委員さんの副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p>

	<p>平成30年6月26日から7月25日までに専決処理した案件は18件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら18件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の提出議案の審議は全て終わりました。</p> <p>本来ならばここで委員の皆様にご意見とか御質問をお受けする予定でございましたけれども、事務局の方から重要な報告等がございますのでその後で一括して皆様の御意見や御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>それでは事務局から順番に説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>私から1件法務局照会案件について報告させていただきます。</p> <p>お手元に3枚つづりの資料をお配りしていると思います。A4サイズで左側を綴じているものです。</p> <p>1番上が法務局からの照会書、もっと沢山ありますが1枚だけ参考に付けております。</p> <p>次が位置図です。最後に松山市の公示文書ですね、これが添付されていますので御覧下さい。</p>

御説明いたします。

以前、北梅本町の農場指導センター近くの土地で、農林水産課への荒廃農地調査申請に基づき、農業委員会への農地、非農地判断を求められ、5筆の内、1筆非農地、4筆農地と回答した案件があったことを覚えておられると思いますが、その後、所有者の委任を受けて手続きを行った同一人が、また、指導センターより少し南西に位置する産業廃棄物の最終処分場として昭和61年及び63年に一時転用許可を取った土地の内、48筆、約1万7,000平米の土地について、雑種地への地目変更申請を法務局へ提出しました。

そして地目が農地であり、農地法上問題ないことを証する書面が添付されていないため、法務局より農業委員会に対し、転用許可の有無、現況が農地であるか否か、非農地の場合は、愛媛県が原状回復命令を出すかどうか等についての照会が来しました。

当該地は、ほぼ2分の1が農用地区域内に位置しており、一時転用なので廃棄物の埋め立て後、農地に戻さなければなりません。現況は一部を除き、廃棄物がかなり高く盛られ、一部木が生え、ほぼ全体がツタに覆われ、コンクリート片等が表面に露出している状況で放置され、許可を取った業者は、事業から撤退し、かなり以前より、実体は無く名前だけが残っている状況です。

なお、当該地は、平成30年1月31日付で、松山市が、過去に廃棄物が埋め立てられた土地として公示しております。資料の一番下がその公示文書です。

そこで最初は、以前の案件と同様、農林水産課へ荒廃農地調査申請をしていましたが、相続人の確定等により、所有者全員の委任を受けるよう農林水産課が指導していたところ、なかなか話が纏まらないことから共有者の一人で申請可能な法務局への地目変更申請に切り替えたものと考えられます。

法務局照会に係る事務処理手順は、農林水産省と法務省で協議した処理基準が定められており、照会を受けた農業委員会は、原則委員3名以上と事務局職員により、現地調査を行い、現況が農地か非農地かを確認し、非農地であれば、許可権者である愛媛県に原状回復命令を出すかど

うか確認し、原則 2 週間以内という短期間で登記官に回答することになっていきます。

なお、期限内にできない場合は、農業委員会事務局長が調査結果の報告をすることとなっています。

また、法務局照会に係る農業委員会の立場は、調査結果を愛媛県に報告するものであり、農地・非農地の判断、原状回復命令を出すかどうかの決定権は愛媛県にあり、位置の確定、地目の認定について、最終判断を行うのは法務局でございます。

よって、照会文書受付後、直ちに地元委員 4 名と事務局職員、並びに今回は愛媛県地方局の担当職員も同席したいとの申し出により、現地調査を行い、一部の位置特定不明地を除き、現実に水田及び普通畑として耕作されている土地は農地として確認し、それ以外は非農地として確認し、愛媛県においては、原状回復命令を出さないという結論になり、以上のことを 2 週間以内である 8 月 8 日付けで法務局へ報告いたしました。

なお、今後の法務局の判断については、後日、確認でき次第、報告させていただきます。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から農地の転用に関する照会についての説明がありました。

このことに関して御質問を受けたいと思います。どなたかございますか。

田中委員どうぞ。

田中 正人 委員

お話を聞いていて中々分かりにくいのですが、一時転用許可を与えて、やった。そしてそれが済んだら、農地、畑なりなんなりに言うことだったんでしょうが、それを業者がせずにそのまま逃げてしまっ

<p>渡部泰明会長</p>	<p>た、そのまま放っておいたらもう農地から外して何とかしようかと、これは逃げ得みたいなものですよ。それを何と言うか防ぐ方法は無いんでしょうか。</p> <p>事務局。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>防ぐ方法は愛媛県が原状回復命令を出すこと以外は無いと思います。</p>
<p>田中正人委員</p>	<p>と言うことは、愛媛県にしっかりパトロールをしてもらわんといかんと言うことですね。そんなん見つけたら。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>そうですね。許可権者である愛媛県並びに、もちろん農業委員会もそういう通常より農地パトロール等で監視、監視というか監視の目を光らして状況調査を、状況確認をしていかなければならないと考えます。</p>
<p>田中正人委員</p>	<p>特に一時転用とか、この間もなんか状況調査により私も久米地区を付いて回ったんですが、そのまま放置しているというのは、もう時間待ちみたいな感じで放置しているような感じもするところもあります。</p> <p>そういうようなところを、如何に防ぐかいうのを少し考えておかんと農業委員会、何しよんよという農業委員会と、それと県の許可とかいうのは、我々でも分かりにくいけども、実際にその土地の周辺におる、その周辺の土地をもっとる人には分からないんですよ。お前ら何しよんやと、言われるのが関の山なんです、そういうことかなるべく起こらないように現地調査を数多くして、それなりに指導していかないかんのやないかなと思いますが。以上です。</p>

藤久壽基次長	<p>はい、委員のおっしゃる通りでございます。</p> <p>これから、今後も農業委員、推進委員と事務局職員が一丸となって、少しでも農地を守るという、農家を守るという、そういう農業委員会でありたいという風に考えておりますのでよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、森委員。</p>
森映一委員	<p>この農地を非農地扱いで認めるということで理解してよろしいですか。これは。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、これを例えば雑種地にするか、否か、地目の認定は、認定また権限はあくまでも法務局なんで、愛媛県もうちも、調査してその状況を報告しただけで、あとその位置の確認とか現地の確認とか、当然法務局が、この事務局長名で出した文書を100%これで間違いないということで判断するわけではなく、法務局がさらに当然確認作業をします。</p> <p>そして地目を変えるか、変えんかは法務局の権限なんですけども、今までの事例から言えば、愛媛県が原状回復命令を出さないとなって、法務局が非農地と判断した場合は地目変更はすると思います。</p> <p>それは現実に出来ると思います。</p> <p>で、地目が変わったらどうなるかということなんですけども、もう県が原状回復命令を出さないという判断をしたわけですから、農地法上はこれ以上は問いませんよと判断をしてしまったわけですから、もうそれは農地法上の農地ではないという判断になってしまいます。</p> <p>ですから、地目も変え、所有権移転もしようと思えばできます。</p> <p>ただし、今回の場合は、先ほども説明しましたように、半分以上が農用地となっていますから農用地の縛りは農用地除外をしない限りまだ残ります。</p> <p>もちろん、開発許可等の縛りはずっと、地目が変わろうと残ります。</p>



例えば将来ですね、今、どうも農用地の見直し等を進めているようにございますけれども、仮にそこでああいう状態ですから農用地から外そうとして農用地ではなくなったら、ということであれば、例えばそこで開発許可がない、開発の建築物に該当しない太陽光発電等をしようと思えばできる土地になると思います。

そんなことでございます。

森 映 一 委 員

この土地ね、私も小野農協が平成4年に合併して、その時からもう産業廃棄物の山やったんですよ。

これを除けるといって何億もいると思いますし、ちょっとなかなか原状回復は難しいと、まだ処理が出来てなかったんやろうかと今、思ったんです。

もう26年ぐらい前、私が当時、合併後に見に行ったことがあるんです。あれから早26年経つとんです。昭和の時代からやけん、それはなかなか原状回復は難しいと、あの当時から見ても、何億いると思いますよ。あれ除けるのに。

渡 部 泰 明 会 長

あの参考までなんですけども、今現在は産業廃棄物に関する事務は松山市が持っております。

これはあの松山市が保健所を開設した時点から移って来たんで、この今の案件については愛媛県がまだ産業廃棄物事務を持っていた昭和60年代で、だからその当時と比べれば今、松山市がこの産廃事務を、そして農地事務も持っているから、今のこと、以前ほどは複雑ではないかもわからんが、ようは分かりやすい系列でいけるんかなと思っておりますけれども、以前は愛媛県だって、その県と市の間での連絡の不備というか、そういう風なものには確かにございました。

これからはないと思いますけれども。

他にはございませんか。無いようでしたら、事務局、次の案件について説明してください。

片山剛主査

それでは、御説明させていただきます。

お手元の資料で『農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について』というA4用紙1枚をお配りしております。

平成30年7月24日付けの全国農業会議所の文書で愛媛県農業会議から届いた文書です。

これにつきましては、平成30年6月末から7月にかけて台風7号及び梅雨前線による豪雨により中国・四国地方を中心に多くの住民の方々が被災し、亡くなられた方も多数いらっしゃいます。また、復興に向けてはボランティアの方々の支援も続いています、まだかなりの時間が必要な状況です。

そこで、本日、今回の災害により被災した農業委員会も含む各地方自治体に対して農業委員会互助会、松山市農業委員会互助会の予算から義援金を支出することについてお諮りしたいと思います。

支出予定の義援金の額は、1人あたり1口1,000円、46名分ですので合計4万6,000円でございます。

この義援金は、松山市農業委員会から9月15日までに全国農業会議所の指定口座に振り込む予定で、贈呈結果等の報告は、全国農業新聞等を通じてお知らせする予定となっております。

また、今回の義援金の募集に関して愛媛県農業会議から留意事項を説明するよう依頼がありましたので、御説明します。

義援金は、全国農業会議所の指定口座に振り込んだ後、全国農業会議所から被災した地域の農業委員会等の地方自治体に贈呈することになるため、所得税法における寄附金控除の対象となるとのことです。

そのため、寄付金控除を御希望の方は、全国農業会議所が寄附を証する書類を発行する予定ですので、御希望の方は、事務局まで御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、委員活動中における公務災害の関係の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしている資料で「農業委員等の公務災害補償制度への加入について通知」というA4判の資料を御覧ください。

この公務災害補償制度は、委員の皆様が公務中、活動中ですね、日々

の活動中に不慮の事故で死亡されたり、または、入院されたりするような場合に補償されるものでございまして、委員の皆様全員に現在御加入いただいております。

なお、現在の公務災害補償制度については、今年の9月末日で1年間の保険期間が満了します。

つきましては引き続き1年間1人あたり1口分の加入の申し込みについて御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

保険料については1口分1,000円でございますので、8月分の委員報酬から差し引かせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

最後ですが、委員視察研修のことについて、御意見をお伺いできたらと思います。

今年は7月の西日本豪雨による被害が中国・四国地方にあり、本市も含めて各地では、現在も復興に向けて作業が行われています。

例年11月の初旬に委員視察研修を実施しておりますが、今年度の視察の実施に関して委員の皆様のお意見を伺いできたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいまのところの分で、まず災害義援金の支出についてであります。委員の皆様方、ただいま事務局の方から説明いたしましたけれども、承認を頂けますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。

実は、先月27日に県の農業会議でこの案件が出ました。

上部団体である全国農業会議からこういう風な依頼がある。

ただ、その愛媛県の会議の席上で愛媛県も被災県であると、まあ被害の差はあるけれども被災県であるということで、なかなか愛媛県で一纏めにするのはちょっと問題があるのではなかろうかと、ということで27日の会の段階では、いわゆるこの県の農業会議に入っておる市町村の、市町村の間で判断をしていただきたいと、独自に判断をしていただきたいということの結論でした。

そしてなお当日、何市かの委員から次の総会において、うちは結論を出したいと、そういう風な市も2、3ありました。

今回、松山市も同じような形になったんですけれども、じゃあそういう風なことで取り扱いをさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それともう一つ、視察旅行の件なんですけれども、確かにかなり中四国で大きな災害が出た直後であります。

例年だったらこの11月頃にこの視察研修を実施してきたし、今回も計画しておったんですけれども、ある委員からちょっと出まして、私の耳に入ったのは、今回、こういう風な事情であるので、今年は視察を見合わせたらどうかという意見も受けております。

それも含めて委員の皆様方の御意見をお聞かせをいただいたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

見合わすことと、災害があったけれどもこれは遊びの旅行ではない勉強、委員の勉強の視察だからやってもいいんじゃないかと、その2通りの御意見があるかと思えますけれども、忌憚のないご意見をお伺いしたらと思うんですけれども。

まあ確かに今まで11月頃に実施してきておりましたけれども、なかなか皆さん方の仕事の関係で大体半数ぐらいの方が、出席をしていただいております。ここずっと。

いかがでございましょうか。

今回、実施すれば初めての視察になる方もいらっしゃるよな。

田中委員、どうですか。

田中正人委員	<p>そうですね。特に無理して行くことはないと思っておるんですけどね。</p> <p>相手の方に迷惑が掛からなんだら行ってもいいんですが、我々が押し掛けることで、相手も相当準備せないかんでしょ、それが相手の方に負担であるなら、今年は止めた方がいいんじゃないかなと思います。</p>
渡部泰明会長	<p>もし、この場でもう決まればですね、もう決行とか、中止とか、それを決めておけば、事務局も、もう先に進めることも無いんですけども。</p> <p>今の段階で、今日出てきておる委員の間で一つの方針を出しておかないと。</p>
池田功委員	<p>それは推進委員の意見も聴かないと。</p>
渡部泰明会長	<p>それはそうですよ。</p>
森映一委員	<p>会長の意向を言って、理解してもらったらどうですか。会長が、「今回は災害があったから止めたい」と、それを皆さんに諮って。そうじゃないとどっちつかずになってしまうから。</p>
渡部泰明会長	<p>あの、御意見がこの総会の中で、御意見が無ければ、事務局とかこちらの方へ任せていただけますか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部 泰明 会長	<p>行先も。決行するとした時に行先も含めて、それでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それではそういうことで、事務局ともまた話を詰めていきたいと思えます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>事務局まだ残つとるね。他に。説明。</p>
若江 俊二 局長	<p>はい、次回総会は9月10日、月曜日、場所はここでやりますのでよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>他になければこれで。</p> <p>はい、田中委員。</p>
田中 正人 委員	<p>議題に上がったことで、ちょっと関連するかと思いますんで、少し確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>集積、農地を集積するということで、いろんな方がいろんなところに行って耕作するような事態が多くなってきておりますね。</p> <p>これ南窪田の場合はですね、他の部落から我々のところに他の部落から耕作に来る人がですね、あまり我々とは、土地改良区が農地の、その水利とかを全部やっておるんですが、いわゆる農業のインフラ、水の件ですが、インフラに水ですから、それについて我々が維持管理しているんですけども、入ってきた人は、まあとりあえず1人や2人ならとい</p>

うことで今までは免除してきたんですけど、これからはですね、我々がリタイヤする頃には、あとがその免除してあげるだけの余裕が無くなってきます。

そういうことですね、この集積するために耕作者に与えたはええんですけど、耕作者にぜひそのインフラを整備せよと、それも出て来いと、あるいはそれにかなりの費用を出せと、というようなことをやっといてもらわんとですね、まあ今、来ている人は我々におんぶにだっこで、勝手なことをしているというぐらいにしかならないと思うんですよ。

だから集積、土地を借りる人とかは、その同じ改良区内でやる場合はいいと思うんですけど、改良区が別の所から入ってきて、あるいは新規就農の時にはですね、そういうのをちゃんと分かってといてくれなだけならいかなのじゃろうと、実例を挙げますと私のところに新規就農で来た人がおいでますが、その人は地元審査の時にはしっかり言っておったんですけど、未だその村の三役のところには挨拶もなさそうであります。

私のところにもありませんから、私たまたま改良区の区長をしておるんですけど、ありませんのでこれはどういうことかと一回怒ってやらないかんと思うんですけど、まあそれほど角を立てることもないかと思って今またしておるんですが、まあそういうことがこれからあるんでそうなりますと、なんぼその集積して土地を渡してあげても、インフラが出来なきゃ百姓なりません。

今後の我々も考えて、受ける人にはそれを十二分に知った上で受けよと、そうやなかったらあんたら行ってもならんよと、水が、水を回してやらないかんし、雨が降れば田が流れんようにせないかんわけですので、そういうことをちょっと新規就農とか、そういうなんには我々も地元審査会では言っておくんですが、それがなかなか守られておりませんので、これからそういったこと、どんどん厳しくなるよと、いう風にぜひ説明しておいて欲しいと思います。

以上です。

渡部泰明会長

はい、事務局、今の田中委員のお話の中での、例えば新規就農にして

<p>渡部 純三主幹</p>	<p>も新しくそこへ入っていった場合の地元に対する協力とかそういう風なんやりますよというあれ入ってなかったですかね。</p> <p>はい、失礼します。</p> <p>先ほど田中委員の仰ったことなんですけれども、一応3条の許可基準の中に入っております。</p> <p>地域への協力とか、周辺農地への影響が無いようにと、いうようなことで許可基準になっておりますので、また申請の際に各申請者に確認をさせていただきます。</p>
<p>田中正人委員</p>	<p>それでですね、もしそうだとするならば、新規にそこで仕事をさせろということですね、改良区へ来てどういうことがあるんでしょうかと、問うてもろたら、挨拶には来てもらわないかんと思うんですよね。</p> <p>未だそれがありません。他のところにはそういう人がおるんでしょうか。入ってきた人が挨拶に来たじゃのいうことがあるんでしょうかね。</p> <p>どうも無さそうなので、それやったらいずれ百姓できんようになるだけの話ですけど。</p>
<p>渡部 泰明会長</p>	<p>田中委員の話の件は、地区審査等でもよく話はするようにしますので。</p>
<p>青井 和子委員</p>	<p>すいません。</p>
<p>渡部 泰明会長</p>	<p>はいどうぞ。</p>



青井和子委員	<p>すいません。青井ですけど、私は新規就農の審査員の1人なんですけど、その基準の中にも地域、地域にどういうことに貢献されてますかという審査項目があるんですけど、まあその時に皆さんしっかりといろいろな行事に参加してますとか、地域の方の御意見を聞いて頑張っていってますっていう意見を聞いてますけどたぶん。</p>
田中正人委員	<p>それは本来口先だけなんでしょう。</p>
青井和子委員	<p>でしょうね。</p>
田中正人委員	<p>私とこなんか覚えがありませんので、</p>
青井和子委員	<p>それと新規就農の方の御挨拶の件があったんですけど、私の地域、興居島も新規就農が多いんですけど、結局挨拶というか、皆さん親が地元に住られるので。</p>
田中正人委員	<p>分かってないんですよ</p>
青井和子委員	<p>それで一応挨拶というのは皆さんやっぱり無いですね。      今後は、年2回の新規就農の審査会がありますけど、その時にきちっと申し伝えますので。</p>
田中正人委員	<p>とにかくそれをやらなきゃ、新規就農で来てもらっても5年10年後にインフラが通ってなく自分の首が締まることですから、今まで我々が</p>

やった遺産を食い潰したところで終わりですから、ずっと我々ずっと投資していかないかんですから、それぞれの集落、改良区がそれなりのお金を投資して維持しているわけですから、もちろん松山市にもお願いをして、維持、助成もしていただいておりますけど、そういうことをしっかりと新規就農する人に、ただ土地に物を植えて売ったら儲かるかというだけでは、ちょっと百姓にはならんぞと、いうことをしっかりと言うていただいたらと思います。

渡部 泰明 会長

はいでは、今後はそれを言って極力務めるということでやります。

それでは他にないようでしたら以上で第 173 回の総会を閉会といたします。御苦勞様でした。

若江 俊二 局長

御起立願います。礼。

午前 11 時 30 分閉会